

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約前公表）

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和8年2月16日

石川県知事 駆 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品（役務）名

石川障害者職業能力開発校 校内特殊清掃業務

(2) 調達物品（役務）の規格・数量等

仕様書のとおり

※仕様書は石川障害者職業能力開発校にて確認

(3) 納入期限（履行期間）

令和8年3月31日（火）

(4) 発注所属及び納入場所

住 所： 野々市市末松2丁目245

所 属： 石川障害者職業能力開発校

連絡先： TEL076-248-2235 FAX076-248-2236

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設に指定されている施設であること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）11時

(2) 提出先

住 所： 野々市市末松2丁目245

所 属： 石川障害者職業能力開発校

連絡先： TEL076-248-2235 FAX076-248-2236